

## 【二次募集】 学生支援緊急給付金について

2020, 7, 6

新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている学生に対し、日本学生支援機構から現金を支給することで支援を行う「学生支援緊急給付金」の【二次募集】についてのご案内です。

希望する学生は、学校を通して申請・推薦しますので下記の対象要件を確認し期日までに手続きをお願いします。

また、一次募集で申請し給付を受けることができなかった学生については、今回の二次募集で優先順位が高い方から推薦枠の中で可能な限り推薦しますので、**再申請の必要はありません。**

採用枠が非常に少ないため、**緊急度が高いと判断できる方から推薦**することをあらかじめご了承ください。また締め切りを過ぎたものに関しては一切受付できませんので、ご注意ください。

### ●支援対象者

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していること、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難であることが条件となります。

### ●支給額について

住民税非課税世帯の学生等：20万円

上記以外の学生等：10万円

### ●支援対象者の要件について

I 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

① 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（※2）

② 原則として自宅外で生活をしていること（※3）

（自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする）

③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

II 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む※4）が大幅に減少（前月比（※5）50%以上減少）したこと

III 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図って

いること

⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと（※6）

- 1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者
- 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
- 3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を予定している者であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
- 4) 新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者
- 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者  
（※1）多子世帯やひとり親世帯の学生等については申請書の申し送り事項にその旨を記載してください。  
（※2）家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上を目安とします。  
（※3）自宅外で生活しているとは、学生等が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

●要件の項目と証明書類の例

要件チェック項目	証明書類等の例
①家庭からの多額の仕送りがないこと	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り額を記載 預貯金通帳等の写し（任意）
②原則として自宅外で生活していること （自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする。この場合、②の証拠書類は不要）	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写し等
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載。
④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待で	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等

きないこと	(提出可能な場合) 又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入
-------	-----------------------------------

Ⅱ新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比50%以上)していること	アルバイト先からの給与明細、振込口座の預貯金通帳の写し(任意)等(本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの)
---	--

Ⅲ既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

<p>⑥原則として既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと(留学生等は除く)</p> <p>1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者</p> <p>2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なもの にあっては、限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者</p> <p>3) 新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を予定している者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者</p> <p>4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者若しくは今後利用を予定している者</p> <p>5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用でき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種奨学金(無利子奨学金)(奨学生証)</li> <li>・民間等の支援制度</li> </ul> <p>※申請時点において、いずれも活用していない場合は活用を勧め、原則1か月以内に申請する旨を確認。</p>
---	---

ないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者	
---------------------------------	--

●支給額について

住民税非課税世帯の学生等：20万円※非課税証明書の提出必須  
上記以外の学生等：10万円

●提出締め切り

提出締め切り：7月22日（水）17：00まで

●提出方法

東京福祉専門学校ホームページより、必要書類をダウンロードし提出してください。  
2枚目の自由記述欄にも現在の状況等記入してください。推薦時に考慮します。

①直接提出

第3校舎職員室前 提出BOXに提出（提出書類はファイル等にまとめること）

②郵送

簡易書留、レターパックプラス等で下記まで郵送してください。郵送の場合、7月22日（水）必着とさせていただきます。

送り先：〒134-0088 東京都江戸川区西葛西5-10-32

東京福祉専門学校 学生サービスセンター 藤城宛

※簡易書留もしくはレターパックプラスで郵送してください。